京田辺市野生鳥獣被害総合対策事業補助金の交付申請をされる方へ

順　序

**①設置したい箇所の延長を計測する。**

**②資材の販売店に行き、計測した延長分の「見積書」を作成してもらう。**

ただし、防護柵は高さ１ｍ以上、電気柵は３段以上に限る。

**③「補助金交付申請書」を記入する。**

**④「位置図」、「延長のわかる略図等」を作成する。**

**⑤市役所農政課の担当者に連絡し、指定された日時に下記のものを提出する。**

　（１）補助金交付申請書

　（２）位置図

　（３）延長のわかる略図等

　（４）見積書

**※注意**

①農業者等、市内に農地を所有し、又は耕作している者（農地基本台帳に掲載されている者）に限ります。

②申請は１月上旬まで、事業が２月中旬までに完了するものに限ります。

　③完了報告時に下記のものが必要です。

○設置延長が分かる位置図

○領収書

○納品書（内訳書）

○写真（設置前・設置中・設置後）

京田辺市野生鳥獣被害総合対策事業補助金の交付決定を受けられた方へ

注意事項

**①事業の途中で、当初の申請内容と異なる事象が発生した場合は、事象の大小に関わらず、すぐに農政課鳥獣担当まで連絡してください。**

例）購入金額の変更・防護柵の種類の変更・設置延長の変更、等

なお、連絡がなく、完了時に申請内容と異なることが発覚した場合は、補助金の交付を受けられなくなる可能性があります。

**②設置が完了したら、実績報告書に下記の書類を添付して、提出してください。**

○設置延長が分かる位置図

○領収書

○納品書（内訳書）

○写真（設置前・設置中・設置後）

**③実績報告書と同時に請求書を提出してください。**

　※口座情報が確認できる書類も併せて提出お願いします。

京田辺市経済環境部農政課農業振興係

TEL：0774-64-1362